

食安輸発第1003005号
平成19年10月3日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330001号（最終改正：平成19年9月28日付け食安輸発第0928003号）により実施しているところですが、今般、乾燥野菜及び茶（抹茶を除く。）について、残留農薬等の検査の際の試験溶液の調製方法を考慮し、検体採取量を見直すこととしました。

については、同通知の別表2を下記のとおり改め、別添のとおりとしますので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

記

平成19年3月30日付け食安輸発第0330001号の別表2の3の検体採取量を、乾燥野菜及び茶（抹茶を除く。）にあっては0.3とする。